

令和6年度舞鶴市立志楽小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある重大かつ深刻な人権問題である。

舞鶴市立志楽小学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、児童一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、舞鶴市、学校・地域住民・家庭その他の関係者との連携のもと、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下、「法」という。）第13条の規程に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第1 いじめの防止等についての基本的な考え方

児童にとって、学校を、通う価値のある温かい場所にすることが第一義的に重要である。

そのため、児童が安心して学校生活を送ることができる学校を作ること（「居場所づくり」）、他の児童や教職員と温かい人間関係を結ぶことができる学校を作ること（「つながりづくり」）、自らが伸びていると実感できる学びを実現すること（「やりがいづくり」）を基本に、いじめの起きにくい、たとえ起こったとしても、早期発見早期解決につながる学校づくりに努める。

1 居場所づくり

安心して学ぶことのできる居場所があることや自分が大切にされていることを実感できる学校・学級とするため、次のことを重視する。

- ◆学級内に、温かく支援的・共感的な人間関係をつくり出すこと。
- ◆児童一人一人の発言や行動が、真摯で広やかな気持ちで受け止められること。
- ◆堂々と、楽しげに話すことを自然に行える雰囲気であること。

2 つながりづくり

児童同士、児童と教職員が互いの信頼によって結ばれた温かい人間関係が育つ学校にするため、次のことを重視する。

- ◆教師と児童、児童相互が受容的・支援的につながり、建設的な雰囲気を持つこと。
- ◆適度な緊張感を伴いながら、相互に注目し合えること。
- ◆相手の立場や心を考え、互いに尊重できること。
- ◆相手を意識して話し、行動できること。

3 やりがいづくり

通うことに価値と意義を感じることで学校にするため、次のことを重視する。

- ◆自分が確かに伸びていると感じることのできる学び※1をつくり出すこと。
- ◆「努力することの価値」を実感できる学習などの活動※2があること。
- ◆人と人とのつながりの中で、自分が役割を果たしていると感じられる※3こと。

いじめ防止の大切な基盤として、このような学校・学級をつくり出すことに努める。

(※1 自信を育む学びづくり ※2 充実感を育てる活動 ※3 自己有用感の育成)

第2 学校経営計画等への位置づけ

1 方向性

基本方針を学校経営計画に位置づけると共に、学校評価、教職員評価制度の機能を活かし、いじめの防止等にかかる考え方や方策等を徹底させる。さらに、これらを不断に改善できるようにする。

2 学校経営計画

- (1) 学校経営計画の中に、いじめの防止等にかかる重点を具体的に明記の上、教職員に周知する。
- (2) 教職員は、教職員評価制度に基づく自己申告書に、児童の実態等を十分に踏まえた上で、努力すべき点を明記する。
- (3) 教職員評価制度に基づく個別面談を実施する際には、各教職員の取組状況について取り扱い、改善が行われるようにする。
- (4) 学期ごとに行う学校評価に、いじめの防止等についての項目を設け、組織的に点検し、改善を行うようにする。
- (5) 教職員評価制度と学校評価を一体のものとして運用し、これによって基本方針を徹底し、教育活動全般が不断に改善されるようにする。

第3 組織

1 情報の収集と共有

毎週木曜日の児童の実態交流、月一回の校内いじめ対策委員会を常設する。緊急に必要な場合は、この限りではない。

2 「いじめ対策委員会」の設置

いじめが深刻化した場合等において、いじめを解決するための取組を効果的に行うため、「いじめ対策委員会」を置く。

3 「いじめ対策委員会」の構成

「いじめ対策委員会」の構成員は次を基本とする。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、人権主任、教育相談担当、養護教諭
(必要に応じて関係する教職員や専門家等 (SC や地域有識者等) を加える。)

4 「いじめ対策委員会」の機能

「いじめ対策委員会」は、次のことを行う。

- (1) 基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成・実行・検証を行う。
- (2) いじめの相談・通報の窓口となる。
- (3) 関係機関、専門機関との連携を行う。
- (4) いじめの疑いや児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- (5) いじめの疑いに係る情報に対して、関係する児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定を行う。
- (6) 重大事態が発生した場合、学校にあってはいじめ対策委員会が母体となって適切な組織を設け、調査を実施する。
- (7) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

(8) 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組を推進する。

第4 いじめの未然防止

1 方向性

いじめはどの子にも起こりうるものであり、加害者にも被害者にもなり得るものであることを基本とし、本基本方針第1に則り、個性や価値観の違いを認め、自他を尊重する態度を育むことが重要である。そのため、全教職員が一致して教育活動を充実させると共に、関係機関と連携を強める。「居場所づくり」「つながりづくり」「やりがいづくり」を基本とした学級経営・授業の充実を基本とする。

2 いじめ未然防止のための取組

(1) 認められ、受け入れられる学級づくり、学校づくりを推進する。

- ◆自らの気持ちや考え方を安心して表現できる学級づくり
- ◆温かな人間関係を育む学級づくり
- ◆自分自身を率直に表現できる教育活動の計画・実施
- ◆聴く姿勢の育成を重視した学習活動等の実施

(2) 児童相互、児童と教職員とのつながりを強める取組を充実させる。

- ◆聴く力の育成を重視した教育活動の実施
 - ・朝の会の充実
 - ・授業での聴き方の指導 等
- ◆相互の立場や気持ちを伝え合う活動の重視
 - ・気付き、感じ方、考え方、理由等を引き出し、互いに味わう授業の充実
 - ・主体的・自主的な学級活動の工夫 等
- ◆「つながり」を育む行事等の実施
 - ・全校児童をつなぎ、年齢をこえてかかわり合うことのできる特別活動の計画・実施
 - ・相手を意識するとともに、とりわけ年齢の低い子を支える全校活動の実施
- ◆相手を意識して話し、行動できる力の育成
 - ・話す態度、声の大きさなど、話す力を育てる学習活動の工夫・実施
 - ・相手の立場や考え方、その違い等を重視した特別活動の実施
 - ・当番、役割の工夫等「みんなのために活動する」ことへの価値観の育成
 - ・合唱活動、大縄大会等「心をつなげる」取組の充実

(3) 自分が確かに伸びていると感じられる学びを実現させる。

- ◆「学び手としての力※1」を伸ばす授業づくりの推進
 - ・一人一人の考え方を引き出し、互いに味わう授業づくり
 - ・自らの「目当て」を意識し、真摯に振り返ることのできる授業づくり
 - ・粘り強く誠実に取り組む学習の重視
 - ・心地よい緊張感のある授業づくり
 - ・自らの考え方を率直に述べ、聞き合い、新たに見つけ出すことのできる授業づくり
 - ・書くことなどを通し、考えを練り上げる学びの実現
 - ・気付くこと、話すこと、書くこと等を中心とした活動の充実 等
- ◆授業づくりを支援する研究・研修体制の強化
- ◆「あるべき学びのすがた」を追究する授業研究の日常化

(4) たくましいからだと豊かなこころを育む教育を充実させる。

◆道徳教育の推進

- ・年間指導計画に基づいた指導の充実
- ・道徳教育推進教師を中心とした組織的計画的な道徳教育の推進
- ・体験活動の重視
- ・地域との交流

◆音楽における表現意欲の向上

- ・聞き手に届く表現活動の充実と感動の共有

◆図画工作科における創作活動の推進

- ・創作活動の充実と互いに味わい合う活動の推進

◆体育科における学習の充実

- ・健全な体づくりによる、落ち着きと積極性の育成
- ・体を使った表現の充実と、互いによさを味わう学習活動の推進

(※1 豊かに気付き、考えを持つ力、誠実に真摯に取り組む力、よく聴く力、書いて考える力、自らの目当てと方法を意識しがんばり続ける力等、自ら学ぶ力を指す。学習者としての資質・能力)

第5 いじめの早期発見

1 方向性

学校生活や家庭生活等で日常的に起きる様々な誤解、行き違い、トラブル、けんか等が拡大し、いじめにつながることを防ぐには、「第4 いじめの未然防止」の内容を基本に、いつでも、どこでも、だれにでもいじめが起これうるものであるとの認識を持つことが重要である。いじめは、遊びやふざけの中に隠れていたり、大人の見えにくいところで行われたりしていることも多い。これらの認識に立ち、緊張感を持って児童に接することが重要である。

2 いじめと思われる（疑われる）行為を早期発見するために

(1) きめ細かく観察し情報を収集する。

- ◆保健室への来室者に対する注意深い観察
- ◆管理職等による授業観察の日常的な実施
- ◆欠席状況等の緻密な把握
- ◆スクールカウンセラー、外部の有識者等との情報共有
- ◆年2回（6月、11月）のアンケート調査の実施
- ◆アンケート調査後の個別の聞き取り調査の実施
- ◆個別の聞き取りによるアンケートの追跡調査

(2) 情報を集約し共有する。

- ◆終礼等において、全教職員での情報共有
- ◆保護者との連携・情報共有できる関係づくり
- ◆事実確認、実態の把握。
- ◆収集した情報を記録

第6 いじめに対する取組

1 方向性

いじめを発見したとき、いじめの通報を受けたときは、情報を共有し、以後の対応について迅速に検討・実行する。

校長は、必要に応じて「いじめ対策委員会」を招集し、対策を検討・実行する。

その際、被害児童を守ることを第一とし、加害児童に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。同時に保護者の協力を得ると共に、関係機関との連携に努める。

2 いじめへの対応

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- (2) いじめが疑われる行為等が発見したとき、あるいは、相談、訴え、通報等があったときは、速やかに報告する。
- (3) いじめ対策委員会を中心に情報の共有を行うと共に、情報収集を進め、情報分析、事実確認、いじめの有無の確認、対処方針の決定を行い、指導を行う。
- (4) 事実、指導内容、今後の方針について、保護者に連絡する。
- (5) 再度いじめ対策委員会で分析を行い、方針を決定し、取組を実施する。
- (6) 被害児童とその保護者への支援を行う。
- (7) 加害児童への指導を行うと共に、継続的に児童の様子を見守り、その保護者に協力を求め、よりよい成長に向けて連携する。
- (8) 被害児童の生命、身体、財産に被害が生じる恐れのあるときは、関係機関との連携を行う。
- (9) 関係した児童に対して、よりよい成長に向けた指導を行う。
- (10) いじめ等の起きた学級、学年等の児童に対して、再発防止のため、よりよい人間関係を築き、学校生活を改善していくための指導を行う。

※適宜、教育委員会に報告する。

※時系列でできる限り詳細に記録を行う。

※重大事態が発生した場合、学校にあってはいじめ対策委員会が母体となって適切な組織を設け、調査を実施する。

※重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会への報告を行い、指導助言を受ける。

また、当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組を推進する。

3 情報ネットワークを介したいじめへの対応

- (1) 情報ネットワークによるいじめ（以下ネットいじめ）について最新の状況を把握する。
- (2) 情報モラルについての教育を計画的に実施する。
- (3) ネットいじめが起きたときは、関係機関を通して書き込み等の削除を行い、前項に示した対応を行う。
- (4) インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処できるよう、スマートフォン等へのフィルタリングの普及促進や児童及びその保護者に対する必要な啓発活動を進める。

第7 関係機関との連携

1 地域・家庭との連携の推進

- (1) P T Aとの連携のもと、いじめに対する理解を深める取組を推進する
 - ◆講演会等の実施
 - ◆児童への取組等の説明 等
- (2) いじめの防止に関する学校の基本方針や取組をホームページ、学校だより等で積極的に発信する。

2 関係機関との連携の推進

警察、児童相談所等の関係機関と適切な連携を行う。

第8 その他

1 日常

◆気になる児童の様子や事象に関しては、teams や終礼により職員間の共通理解を行う。

2 いじめ事象発生時

◆いじめが起きたときには、疑わしい場合を含め、記録を作成する。